

農建第697号

平成15年7月31日

各地域振興局農林（水産）部長

熊本農政事務所長

様

農政部長

県営土地改良事業及び海岸保全施設（農林水産省構造改善局所管海岸）に関する事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用の一部改正について（通知）

標記運用については、昭和61年9月24日付け農管第1149号で通知しているところですが、このたび下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

「7 諸経費について（付録関係）

（1）付録の格式における諸経費は、いわゆる現場管理費、一般管理費と意味を異にし、建物等を原状回復させるために必要となるその他の費用で、定量的に把握することが困難なものとして、工事費に一定の率を乗じて得た額であること。

（2）一定の率については、おおむね10パーセント以内でもって、損害等の程度に応じて適宜定めるものとする。」を

「7 その他経費について（付録関係）

付録の格式におけるその他経費は、建物等を原状回復させるために必要となるその他の費用であり、工事費のおおむね10パーセントを限度として、損害等の程度に応じて適宜定めるものとする。」に改める。

県営土地改良事業及び海岸保全施設（農林水産省構造改善局所管海岸）に関する事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用（溶け込み）

1 建物以外の損害等について（第1条関係）

県営土地改良事業及び海岸保全施設（農林水産省構造改善局所管海岸）に関する事業（以下「事業」という。）に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた土地、立木、立毛、養殖物等建物等以外の損害等については、その定型的な事務処理が困難なことから、この要領の対象とはなっていないところであるが、このような損害等が生じた場合にあっては、この要領の趣旨に沿ってそれぞれの事案ごとに適正かつ迅速な事務処理を図るよう努めること。

2 調査について（第2条及び第3条関係）

(1) 事前の調査等及び地盤変動の原因等の調査については、技術的な知識を要することにかんがみ、必要に応じて専門機関へ調査業務を請負に付す等の処置を講ずること。

(2) 調査に当たっては、地盤変動の発生の原因に応じて調査事項及び調査範囲を適宜選定すること。

3 建物等の調査について（第2条及び第4条関係）

地盤変動が生ずるおそれのある場合にあっては、事前に写真撮影、スケッチ、測定等を行い、建物等の現況について把握しておくとともに、損害等が発生した場合には、これらの写真、スケッチ、測定結果等と照合し、損害等の内容及び程度を正確に把握するように努めること。

4 応急措置について（第5条及び第8条関係）

(1) 応急に措置を講ずる必要があると認められる場合における応急措置とは具体的には、給排水管の仮設、屋根のシート架け、倒壊防止のための支えの仮設、施錠設備の仮設等をいうものである。

(2) 第8条の規定に基づく費用の負担は、建物等の所有者又は使用者がこれらの応急措置を講じた場合に、当該措置に要した費用のうち適正に算定した額を負担するものであること。

5 その他の損害等に対する費用の負担について（第9条関係）

(1) その他の損害等に対する費用の負担は、建物等が著しく損傷した場合に、当該建物等を原状回復するための工事によって、直接的に必要とされる仮住居、営業の一時休止等の損害等が生ずる場合に行うものであること。したがって、一般的には、営業休止に伴う得意先喪失に係る損失等間接的な収益減等については、費用の負担の対象となっていないこと。

(2) 建物等の損傷箇所を補修する方法によって原状回復を行う場合にあっては、第9条の規定に基づく費用の負担は生じないものであること。

6 工事の完了の日について（第10条関係）

(1) 「事業に係る工事の完了の日」とは、当該地盤変動の原因となる事業に係る工事の全部が完了した日であること。

ただし、一期工事、二期工事等と工事期を区分して事業が計画されている場合又は工区を分けて事業が計画されている場合にあつては、それぞれの工事期又は工区ごとに判断するものとする。

(2) 「工事の完了」とは、施設が供用されているか否かにかかわらず、全ての工事が終了したことをいうものであること。

7 諸経費について（付録関係）

付録の格式におけるその他経費は、建物等を原状回復させるために必要となるその他の費用であり、工事費のおおむね10パーセントを限度として、損害等の程度に応じて適宜定めるものとする。

8 従前の損傷の減額について（付録関係）

付録2のロに規定する従前の損傷の減額については、構造部又は基礎の従前の損傷の状況を勘案して、適正に定めた額を減ずるものとする。

9 建物等を復元する方法について（付録関係）

(1) 建物等を復元する方法によって費用の負担額を算定する場合の例としては、建物の損壊のほか、門、塀、よう壁が損壊したことがあること。

(2) 付録の3のハに規定する復元工事費は、従前の建物等と構造、規模、程度等が同等の建物等を建設するために必要となる費用とすることとし、価値増をもたらさないよう配慮すること。

10 要領に基づく費用負担の契約書式例

別添のとおり

別添契約書式例

費用負担に関する契約書

辛

熊本県が施行する
て損傷を受けた者
担に関する契約を締結する。

工事に起因する地盤変動により建物等につい
を甲とし、県を乙として、下記条項により費用負

記

(契約の趣旨)

第1条 乙は、別表第1に掲げる建物等について生じた損傷等に係る費用の負担
及び別表第2に掲げる事項に係る費用の負担として、頭書の金額を甲に支払う
ものとする。

2 甲は、前項に規定する費用の負担については、頭書の金額をもって全て解決
したことを確認し、この契約に基づくもののほか一切要求しないものとする。

(必要書類の提出)

第2条 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書
類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(費用の負担額の支払)

第3条 乙は、甲から頭書の金額の支払の請求があったときは、適法な支払請求
書を受理した日から30日以内に当該金額を甲に支払うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第4条 この契約に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任を
もって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

第5条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について
は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙署名(乙については
記名によることができる。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名
乙 熊本県

別表第1

建 物 等 の 表 示

所 在 及 び 地 番	種 類	単 位	数 量	摘 要

別表2

その他の費用の表示

事 項	単 位	数 量	摘 要

附則

この運用は、昭和61年9月24日から施行する。

附則

この運用は、平成15年7月31日から施行する。